

横浜の水道

2024



水道局職員を装う不審者に注意してください

横浜市全域で、水道局の職員や委託事業者を装ったり、あたかも水道局から指示されたような口ぶりで訪問したりして、「水道管の調査」を行おうとする事例が頻発しています。水道局では以下のようなことは行っていません。



事例 1 水道局に依頼していない配管などの調査や水質検査

事例 2 家の中の水道管の修理や作業代金の請求

事例 3 浄水器やウォーターサーバーなどの訪問販売、レンタル、あっせん

事例 4 Eメールでの水道料金の請求や断水のお知らせ



水道に関することで訪問があった場合は、必ず身分証の提示を求めましょう。また、**不審な点がある場合には、家の中に入れたり、すぐに契約や金銭の支払いをしたりせず、水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。**

水道に関するお問い合わせは

24時間365日 水道局お客さまサービスセンターへ

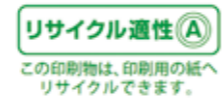
- 引っ越しの際などの水道使用開始・中止の手続き
- 使用水量・水道料金の問い合わせ
- 口座振替など、水道料金の支払い方法についての問い合わせ
- 水道水の水質検査の申し込み
- 水源状況・水道工事・断水についての問い合わせ
- 浄水場見学の申し込み など



はち よん なな
☎ **045-847-6262** FAX **045-848-4281**

※おかけ間違いのないようご注意ください。
※インターネットでも水道の使用開始・中止のお申し込みができます。

横浜 水道手続き 検索



目次・横浜水道の歴史..... 1

概要・データ..... 2

水のふるさと 横浜市の水源地..... 3

水道水ができるまで 横浜市浄水場..... 5

安全・安心な水 横浜市水道水質..... 7

家庭の水道と料金 配水と給水の仕組み..... 11

家庭の水道と料金 水道料金..... 13

経営と財政..... 15

水道局と環境 山梨県道志村での取り組み..... 17

水道局と環境 環境への取り組み..... 18

水道局と環境 環境会計..... 19

防災・減災に向けた 災害対策..... 21

工業用水道事業・出前水道教室・浄水場の見学..... 22



横浜市水道局キャラクター
「はまピョン」

横浜水道の歴史

横浜市の水道は日本初の近代水道^{*}として、明治20(1887)年10月17日に給水が開始されました。

開港後わずか100戸ほどの小さな村だった横浜の人口は日に日に増加し、市街は急激に発展しました。当時の人々は水を求めて井戸を掘りましたが、横浜は海を埋め立てて拡張してきたので良質な水に恵まれず、ほとんどの井戸水は塩分を含み、飲み水には適しませんでした。このため、神奈川県知事は英国人技師ヘンリー・パーマー・パーマー氏を顧問に



H.S.パーマー氏

を迎え、明治18(1885)年に相模川の上流に水源を求めて近代水道の建設に着手し、明治20(1887)年10月に給水を開始しました。

その後の横浜水道は、関東大震災や第二次世界大戦の大きな被害を乗り越えて、人口の増加や給水区域の拡大、産業の発展に伴い急増する水需要に合わせて、ダムなどの水源開発と8回にわたる水道施設の拡張工事を進めてきました。平成13(2001)年には、宮ヶ瀬ダムの本格稼働で将来にわたり安定して水をお届けできる水源と施設が整いました。



通水を記念して吉田橋(横浜市中区)で行われた水道創設当時の消火栓からの放水の様子(明治20年)

そして現在は、道志川など5つの水源地や市内にある3つの浄水場、約9,300kmに及ぶ水道管の維持管理を日々行い、老朽化した施設の更新や大規模地震に備えた施設の耐震化などを進めています。

^{*}近代水道とは、川などから取り入れた水をろ過して、鉄管などを用いて有圧で給水する水道のことです。



宮ヶ瀬ダム

概要・データ

水道事業の変遷

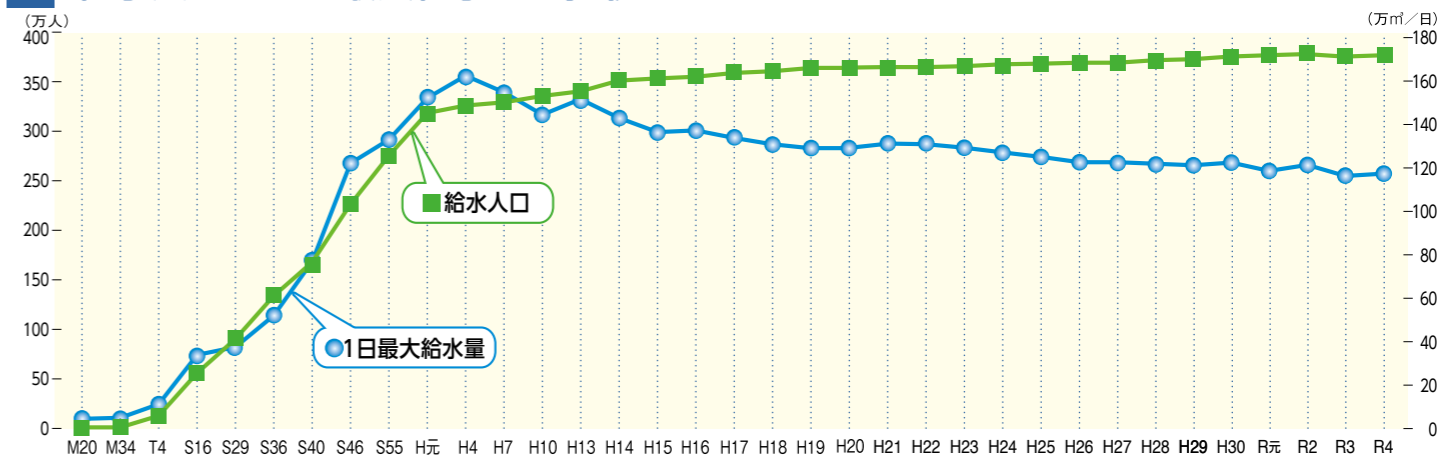
事業名	事業認可日	竣工年月	計画給水人口(人)	計画1日最大給水量(m ³)	備考(主な内容)
創設	明治17年11月	明治20年 9月	70,000	5,720	三井用水取入所、野毛山浄水場
第1回拡張事業	30年 4月	34年12月	300,000	24,520	川井浄水場、野毛山浄水場増強
第2回拡張事業	42年 8月	大正 4年 3月	800,000	90,820	鮑子取入所、青山沈でん池、西谷浄水場
第3回拡張事業(1期)	昭和 5年 7月	昭和12年 3月	750,000	187,500	西谷浄水場増強
第3回拡張事業(2期)	12年 2月	16年 3月	820,000	303,400	鮑子取入口改造、青山沈でん池増強
第4回拡張事業	15年 2月	29年11月	996,000	468,000	西谷浄水場増強、相模原沈でん池
第5回拡張事業	31年 1月	36年 9月	1,200,000	564,000	鶴ヶ峰浄水場
第6回拡張事業	36年 1月	40年 3月	1,394,000	784,000	小雀浄水場、寒川取水施設
第6回拡張事業(変更)	37年12月	40年 3月	1,381,000	842,000	
第7回拡張事業	40年 3月	46年 3月	1,972,000	1,268,000	小雀浄水場増強
第8回拡張事業	46年 2月	52年 3月	2,840,000	1,780,000	西谷浄水場増強
第8回拡張事業(変更)	52年 5月	55年 3月	2,990,000	1,780,000	
昭和63年度(変更 [*])	平成元年 3月	平成10年 3月	3,660,000	1,780,000	※給水区域の拡張などによる事業計画の変更
平成13年度(変更 [*])	13年 3月	23年 3月	3,750,000	1,800,000	宮ヶ瀬ダム ※給水区域の拡張などによる事業計画の変更
平成25年度(変更)	25年12月	28年 3月	3,750,000	1,400,000	川井浄水場更新、鶴ヶ峰浄水場廃止
現行(届出 [*])	30年 3月	令和 8年 3月	3,810,000	1,230,000	※給水人口の増加による届出

給水状況(令和4年度)

※記載のないものは令和5年3月31日現在

総人口(人)	3,768,664	年間給水量(m ³)	403,234,300
給水人口(人)	3,768,622	1日平均給水量(m ³)	1,104,752
給水戸数(戸)	1,939,135	1人1日平均給水量(ℓ)	293
普及率(%)	100	1日最大給水量(m ³)	1,179,400(令和4年6月30日)
導送配水管延長(km)	9,407	過去1日最大給水量(m ³)	1,607,000(平成4年9月4日)

給水人口と一日最大給水量の推移



水のふるさと 横浜市の水源地



鮑子取水げき

相模ダム

沼本ダム

城山ダム



水源系統図

- 各水源の主な給水区域
- 主に道志川系統の水
 - 主に相模湖系統の水
 - 主に馬入川系統の水
 - 企業団酒匂川系統の水
 - 企業団相模川系統の水
- 横浜市水道局の浄水場
 - 企業団の浄水場(※)
 - 配水池
 - 企業団調整池
 - ダム・取水施設
 - ポンプ場

(※) 伊勢原・相模原・西長沢・綾瀬の4つの浄水場は神奈川県内広域水道企業団の浄水場です。ここでつくられた水道水は、横浜市や川崎市などへ供給されます。

横浜市が保有している水源は、**道志川系統、相模湖系統、馬入川系統、企業団酒匂川系統、企業団相模川系統**の5系統で、1日当たり合わせて**1,955,700**立方メートルになります。

道志川系統 172,800立方メートル/日

相模川の上流にある道志川の河川水を水源としています。鮑子取水げきで取水し、青山沈でん池を経て、自然流下で川井浄水場へ送られています。

相模湖系統 394,000立方メートル/日

相模川の上流にある相模湖(相模ダム)の水を水源としています。相模湖の約4キロメートル下流にある沼本ダムで取水し、津久井分水池、下九沢分水池、相模原沈でん池および川井接合井を経て、自然流下で西谷浄水場へ送られています。

馬入川系統 284,700立方メートル/日

相模川の上流にある津久井湖(城山ダム)の水を水源としています。津久井湖の約32キロメートル下流にある寒川取水げきで取水し、ポンプを使って小雀浄水場へ送られています。

企業団酒匂川系統 605,200立方メートル/日

酒匂川の上流にある丹沢湖(三保ダム)の水を水源としています。丹沢湖の約28キロメートル下流にある飯泉取水げきで取水し、神奈川県内広域水道企業団の相模原・西長沢の浄水場へ送られています。

企業団相模川系統 499,000立方メートル/日

相模川の支流である中津川上流の宮ヶ瀬湖(宮ヶ瀬ダム)の水を水源としています。宮ヶ瀬湖の約23キロメートル下流にある相模大げきとその下流にある寒川取水げきで取水し、神奈川県内広域水道企業団の綾瀬・相模原浄水場と小雀浄水場へ送られています。

神奈川県内広域水道企業団

神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の4団体は、水道施設の重複投資を避けるとともに、施設の効率的な配置や管理などを目的として、昭和44年5月に、神奈川県内広域水道企業団(以下、企業団)を設立しました。企業団は、河川から取水した原水を浄水処理して4団体に供給する一部事務組合です。現在、企業団の供給量は4団体の総給水量の約50パーセントを占める状況にあり、4団体を通じて県民の生活基盤を支えています。

酒匂川総合開発事業(創設事業)

酒匂川上流に建設した三保ダムにより1日最大1,564,300立方メートル(そのうち横浜市分は605,200立方メートル)の取水を可能とする水源を確保。飯泉取水げき、伊勢原浄水場、相模原浄水場、西長沢浄水場などの建設を行い、昭和54年4月から全量給水を開始。

相模川水系建設事業

国土交通省が建設した宮ヶ瀬ダムにより1日最大1,300,000立方メートル(そのうち横浜市分は499,000立方メートル)の取水を可能とする水源を確保。相模大げき、綾瀬浄水場などの建設を行い、平成18年4月から全量給水を開始。



飯泉取水げき



相模大げき



寒川取水げき

水道水ができるまで
横浜市の浄水場

浄水場は水道水をつくる施設です。横浜市内には、川井・西谷・小雀の3つの浄水場があります。



川井浄水場

浄水処理する水源: **道志川系統**
 1日当たりの処理能力:
172,800立方メートル



西谷浄水場

浄水処理する水源: **相模湖系統**
 1日当たりの処理能力:
356,000立方メートル



小雀浄水場 (横須賀市と共同運用)

浄水処理する水源: **馬入川系統**
 1日当たりの処理能力:
820,000立方メートル

※企業団相模川系統も浄水処理しています。

西谷浄水場の再整備

西谷浄水場は、「安全で良質な水」、「災害に強い水道」、「環境にやさしい水道」を目指し、令和3年度から再整備を進めています。

主な整備内容と効果

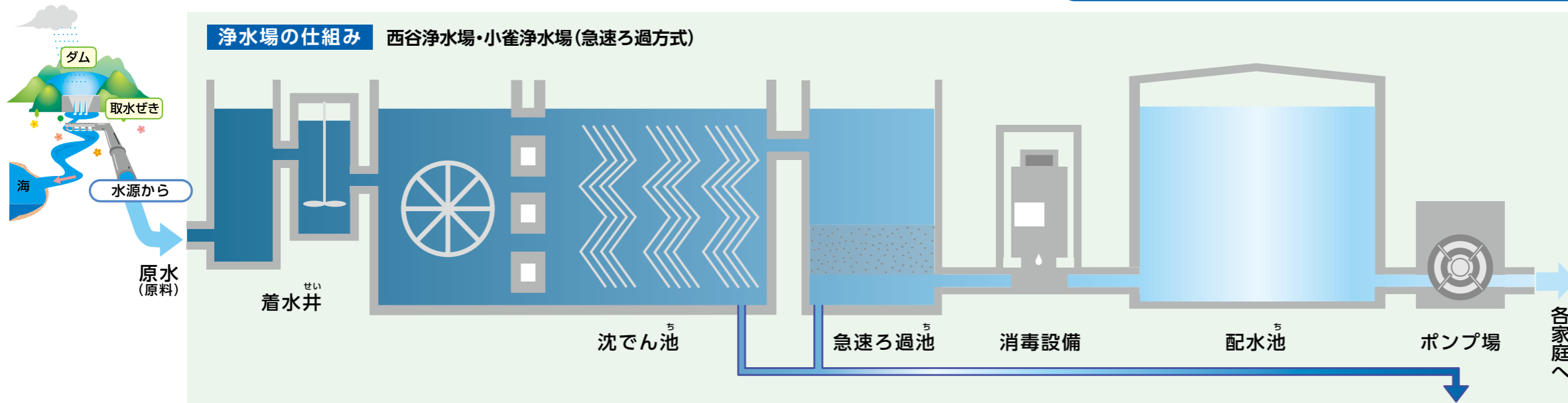
- 1 施設の耐震化**
ろ過池と排水池を耐震化することで、大規模な地震などにおいても浄水処理を継続できる、災害に強い水道になります。
- 2 粒状活性炭処理の導入**
藻類の繁殖によるかび臭^{*}などを確実に除去するため活性炭に水を通し、常時処理できる施設を導入します。
- 3 処理能力の増強**
処理能力を現在の約35.6万m³/日から39.4万m³/日に増強することで、自然流下系浄水場の給水エリアを拡大します。

※水温が上昇してくると、水源で藻類等が繁殖し、水にかびのようなおいを付けることがあります。



西谷浄水場の完成予想図

浄水場の仕組み 西谷浄水場・小雀浄水場(急速ろ過方式)



着水井

河川、湖沼などから取り入れた水(原水)が浄水場に最初に到着するところです。ここで水量を調整し、沈でん池へ送ります。



沈でん池

原水に凝集剤(ポリ塩化アルミニウム)を注入します。原水中の浮遊物は大きなかたまり(フロック)となり、沈みます。



急速ろ過池

沈でん池で取り除かれなかった微細な浮遊物は、砂と砂利の層を通して取り除かれます。



消毒設備

ろ過した水に次亜塩素酸ナトリウム(塩素)を加えて消毒し、安心して飲める水道水ができあがります。



配水池

水道水を貯蔵する倉庫で、水の使用量に応じて水量を調整します。また、地震などの災害時に飲料水を確保します。



ポンプ場

起伏の多い市内全域に一定以上の水圧で水道水を送るための施設です。



排水処理施設

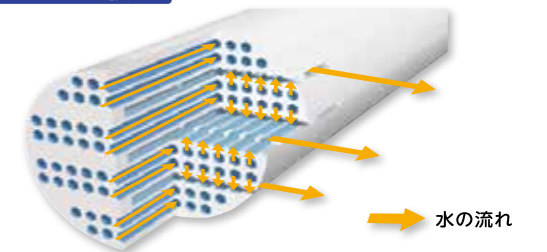
沈でん池、ろ過池で取り除かれた不純物を濃縮、脱水します。これを建設資材として有効利用します。

浄水場の仕組み

川井浄水場(膜ろ過方式)

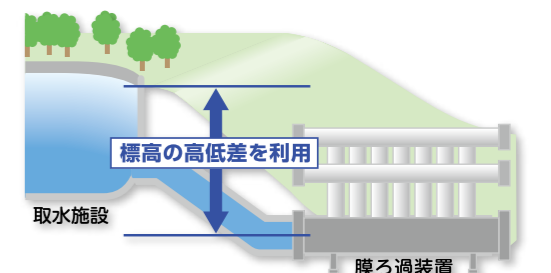
膜ろ過方式とは、セラミック製の膜の微小な穴(約0.1マイクロメートル^{*})を通して、ろ過する方式のことです。
 ※マイクロメートル=1000分の1mm

セラミック膜



川井浄水場は、取水施設からの高低差による自然エネルギーを最大限に活用しています。電力を使わずに水をろ過する環境にやさしい浄水場です。

自然エネルギー活用の仕組み



水圧で膜ろ過装置に水を送り、ろ過します。

安全・安心な水
横浜市の水質

浄水処理の各工程での水質検査により徹底した品質管理を行い、
水道水が水質基準に適合していることを確認しています。

水道水の水質基準(51項目)

国が定めた水道水の品質に関する51項目の水質基準は、生涯水道水を飲み続けても健康に影響がないことや、異常なおいや洗濯物への着色など、生活利用に支障をきたさないことを考慮して定められています。これは、全国の水道事業者に一律に課せられており、その遵守と検査が義務付けられています。

このほかにも、水質管理上留意すべき物質は「水質管理目標設定項目」(27項目)、毒性評価が定まらない物質や浄水中の存在量が不明な物質は「要検討項目」(46項目)として定められています(令和5年4月1日現在)。

水質検査計画と水質情報の公表

水質検査の適正化や透明性維持のため、水質検査の項目、場所、検査の回数などを記載した「水質検査計画」を毎年作成し、これに基づき検査を行っています。また、水質検査結果をまとめた「水質試験年報」を作成し、横浜市ウェブサイトなどで公表しています。

横浜市の水質検査計画の特徴

- 水質検査を義務付けられている「水質基準項目」だけでなく、「水質管理目標設定項目」や「要検討項目」のうち浄水処理上関連する項目、病原性微生物であるクリプトスポリジウム、放射性物質などの検査を行っています。
- 水質検査の場所として義務付けられている給水栓(蛇口)だけでなく、水源、浄水場の出入口でも検査を行っています。
- 横浜市の水源は比較的良好な水質であるため、国の定めにより浄水の検査の回数を減らすことができる項目がありますが、高いレベルで安全性を確保するため、検査回数を省略せず、全ての検査を行っています。

水道計測設備による連続水質監視

水道法により給水栓で1日1回以上、「色」、「濁り」、「消毒の残留効果(残留塩素濃度)」について水質検査することが義務付けられています。水道局では、市内全域に水道計測設備を43台設置し、水道水中の「色度」、「濁度」、「残留塩素濃度」を毎日24時間連続して検査しています。



水道計測設備

水質検査

お客さまへ一層の安心を提供し、信頼していただくため、公益社団法人 日本水道協会が定めた国内規格「水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)」を取得しています。

また、市内全ての浄水場で、品質管理体制を継続的に改善するため、品質管理システムの国際規格「ISO 9001」を取得しています。水質基準51項目についても国の基準よりも厳しい水質管理値を定めて管理しています。さらに、国が定めた項目に独自の検査項目を追加し、毎年約120項目の物質について水質検査を行っています。

● 微生物の検査

水道水が病原性微生物に汚染されていないことを確認するため、一般細菌と大腸菌の検査を行っています。水道水は塩素で消毒されていますが、微生物検査により、最終的な安全性を確認します。検査は専用の細菌検査室の中で滅菌した器具類を使用して行っています。これにより、検査時の環境や器具類から試料が汚染されることなく、検査を行うことができます。

● 有機物・無機物の検査

水源の水や水道水中に、ごく微量に含まれている有機物や無機物の検査を行っています。有機物には、農薬、かび臭の原因物質、塩素消毒により生成されるトリハロメタンなどがあり、ガスクロマトグラフ質量分析計(GC-MS)や液体クロマトグラフ質量分析計(LC-MS)などで検査しています。無機物には、金属類や硬度などがあり、誘導結合プラズマ質量分析計(ICP-MS)などで検査しています。

水質診断

お客さまが蛇口の水質に不安を感じ、水質検査を依頼された場合は、基本的な5項目(味、におい、色、濁り、残留塩素)を検査します。その結果、水質不安が払拭できないお客さまや詳細な検査を希望するお客さまには、その他の水質に関する検査(pH値、有機物など)や異物の成分分析など、相談内容に応じた項目を検査し、検査結果を「水質診断書」としてお渡ししています。



水道GLP認定証



細菌検査の様子

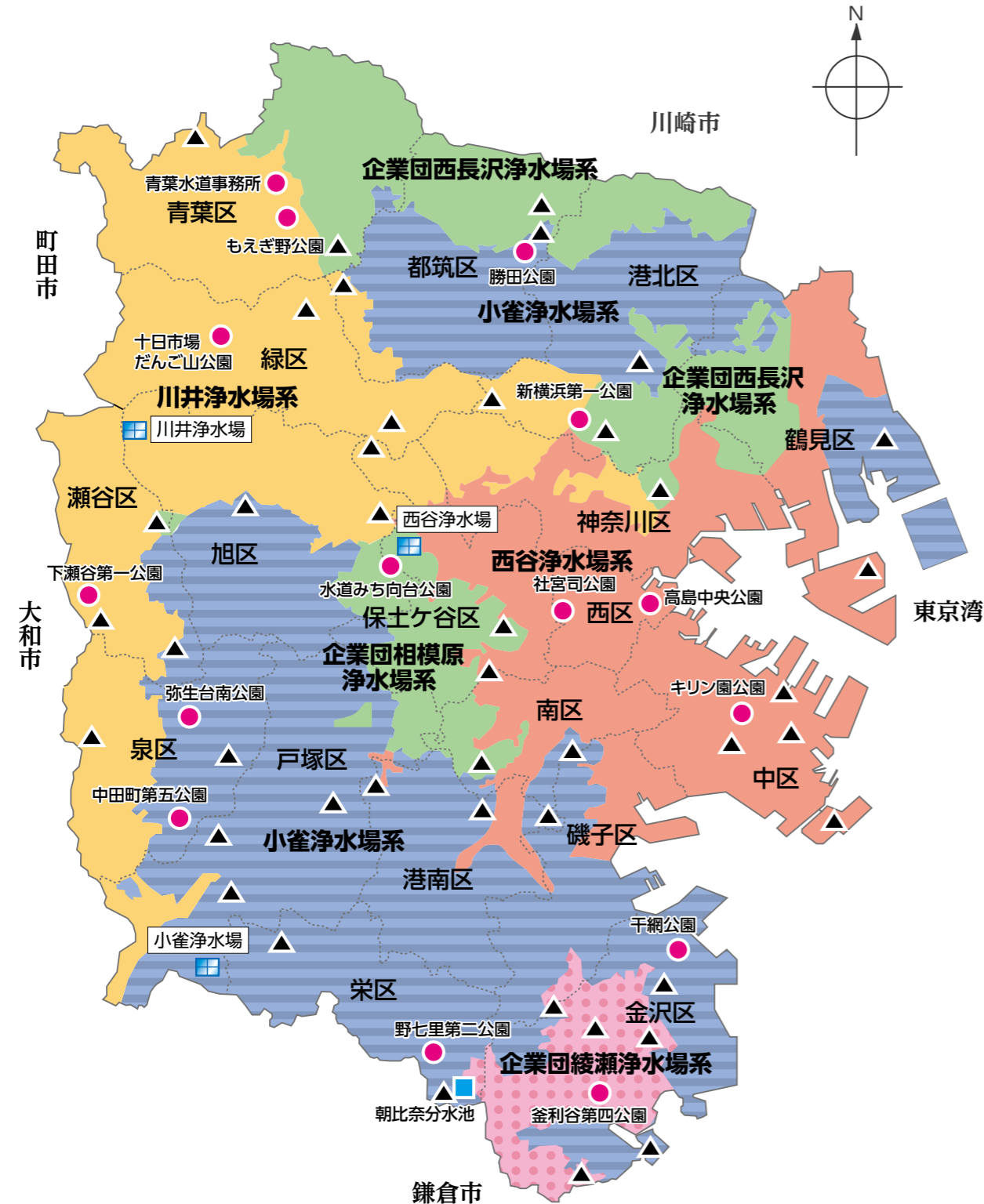


GC-MSによる有機物検査の様子



水質診断時の採水の様子

市内の水質検査地点



各水源の主な給水区域*	浄水場	3
主に道志川系統の水	給水栓(水道計測設備)	43
主に相模湖系統の水	給水栓(毎月:公園・事業所など)	15
主に馬入川系統の水	朝比奈分水池	1
企業団酒匂川系統の水	計	62
企業団相模川系統の水		

* 工事等により、一時的に給水区域が変更になる場合があります。

水道水の水質基準と令和4年度市内給水栓(蛇口)※1の水質検査結果

水質基準項目: 51項目

No.	分類	水質基準項目名	水質基準値 ※2	平均値	最高値	備考
1	微生物	一般細菌	100 CFU/mL以下	1 未満	1 未満	
2		大腸菌(定性)	検出されないこと	不検出	不検出	
3	無機物質	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	0.0001 未満	0.0001 未満	
4		水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005 未満	0.00005 未満	※3
5		セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.0005 未満	0.0005 未満	
6		鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.0005 未満	0.0005 未満	
7		ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.0005 未満	0.0005 未満	
8		六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	0.001 未満	0.001 未満	
9		亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	0.004 未満	0.004 未満	
10		シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	0.001 未満	0.001 未満	
11		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.79	1.17	
12		フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.08	0.13	※3
13		ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01	0.02	※3
14	有機物質	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	0.0001 未満	0.0001 未満	※3
15		1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	0.001 未満	0.001 未満	※3
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	0.0002 未満	0.0002 未満	※3
17		ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	0.0001 未満	0.0001 未満	※3
18		テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0001 未満	0.0001 未満	※3
19		トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	0.0001 未満	0.0001 未満	※3
20		ベンゼン	0.01 mg/L以下	0.0001 未満	0.0001 未満	※3
21	消毒副生成物	塩素酸	0.6 mg/L以下	0.03	0.08	
22		クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	0.002 未満	0.002 未満	
23		クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.0074	0.017	
24		ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.002	0.007	
25		ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.0007	0.0018	
26		臭素酸	0.01 mg/L以下	0.001 未満	0.001 未満	
27		総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	0.0108	0.0222	
28		トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.005	0.010	
29		ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.0027	0.0058	
30		ブromホルム	0.09 mg/L以下	0.0001 未満	0.0001 未満	
31		ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	0.005 未満	0.005 未満	
32	無機物質	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.002	0.005	
33		アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.028	0.053	
34		鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.01 未満	0.01 未満	
35		銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.002	0.005	
36		ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	7.1	8.7	
37		マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	0.001 未満	0.001 未満	
38		塩化物イオン	200 mg/L以下	5.7	8.2	
39		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	56	67	
40		蒸発残留物	500 mg/L以下	101	134	
41	有機物質	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	0.02 未満	0.02 未満	※3
42		ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001 未満	0.000003	
43		2-メチルイソボルネオール(2-MIB)	0.00001mg/L以下	0.000001 未満	0.000002	
44		非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	0.008 未満	0.008 未満	※3
45		フェノール類	0.005 mg/L以下	0.0005 未満	0.0005 未満	※3
46		有機物(全有機炭素[TOC]の量)	3 mg/L以下	0.4	0.7	
47	基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下	7.44	7.68	
48		味	異常でないこと	異常なし	異常なし	
49		臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	
50		色度	5度以下	0.5 未満	0.5 未満	
51		濁度	2度以下	0.1 未満	0.1 未満	

※1 定期水質検査地点の値
 ※2 令和4年4月1日時点
 ※3 浄水場出口の値

配水と給水の仕組み

配水ブロックシステム

横浜市は、市域全体が起伏の多い丘陵地帯であると同時に、埋め立て地など標高が低い地域も多く、一定の圧力で市内全域に水を送るのは困難です。そのため、市内を25地区に分割した「配水ブロックシステム」を採用し、ご家庭に水をお届けしています。

配水ブロックシステムの利点

- 1 各地区内の水圧を平準化して、水圧不足や過大水圧を解消し、水圧管理を容易にします。
- 2 水圧や流量などの把握が容易になり、経済的かつ効率的に配水することができます。
- 3 大規模な漏水事故などが発生した場合も、断水などの影響範囲を最小限に抑え、早期に復旧できます。
- 4 事故発生時、他の地区から配水することができ、水の相互融通を可能にします。

給水装置

ほとんどの道路の下には、配水管が埋められています。道路に埋設された配水管から各ご家庭に引き込まれた給水管と補助止水栓、蛇口などの給水器具をまとめて「給水装置」といいます。

直結直圧式給水

配水管の水圧で直接給水する方式で、戸建住宅はこの方式です。また、一定の要件を満たしている場合、中層階の建物でも直結直圧式で給水できます。

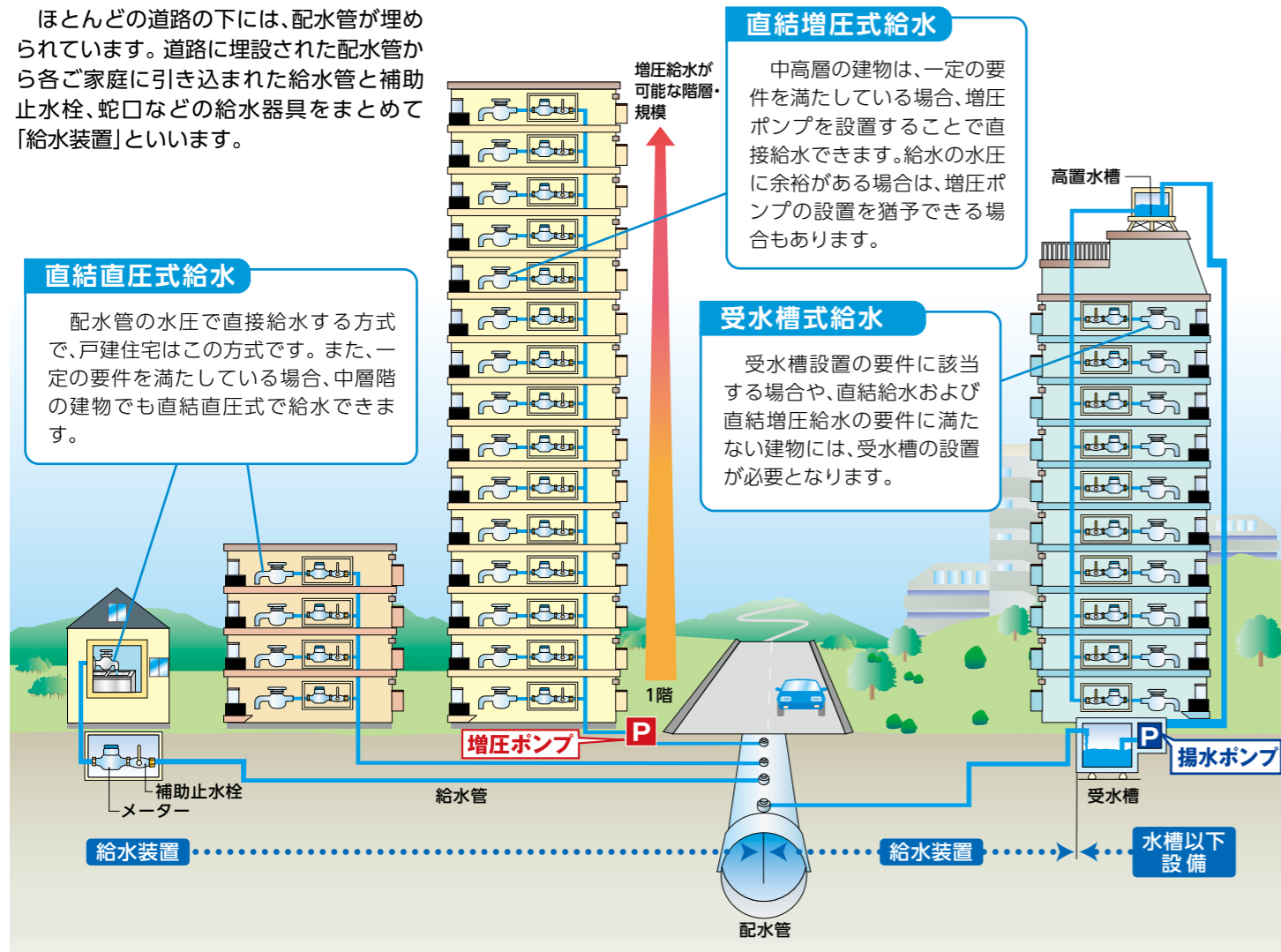
建物によって給水する方法が違います。

直結増圧式給水

中高層の建物は、一定の要件を満たしている場合、増圧ポンプを設置することで直接給水できます。給水の水圧に余裕がある場合は、増圧ポンプの設置を猶予できる場合もあります。

受水槽式給水

受水槽設置の要件に該当する場合や、直結給水および直結増圧給水の要件に満たない建物には、受水槽の設置が必要となります。

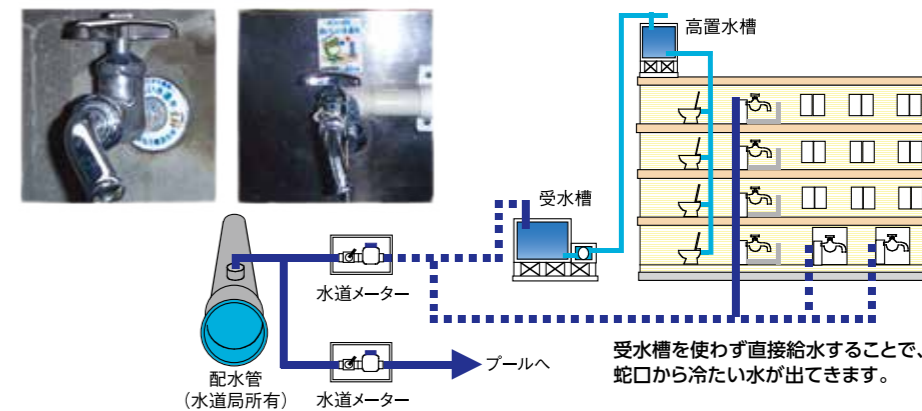


子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業

学校の屋内水飲み場は、受水槽や高置水槽を経由して給水されています。これらの受水槽に溜まった水道水は、夏場を中心に、外気によって温められます。そのため、校舎にある蛇口から出る水道水をおいしくないと感じる子どもたちがいます。

そこで、子どもたちに冷たくて良質な水道水を飲んでもらえるよう、教育委員会と共同で、配水管の圧力を利用して直接給水する方式への改良を進めています。

工事が終わったら、蛇口に「はまピオン」シールを貼ります。直結給水は「はまピオン」シールが目印です！



水道利用加入金

水道利用加入金は、新・現水道利用者の負担の公平を図る目的で、新たに水道を利用する皆さまに水道施設の整備拡充に要する費用の一部を負担していただくものです。

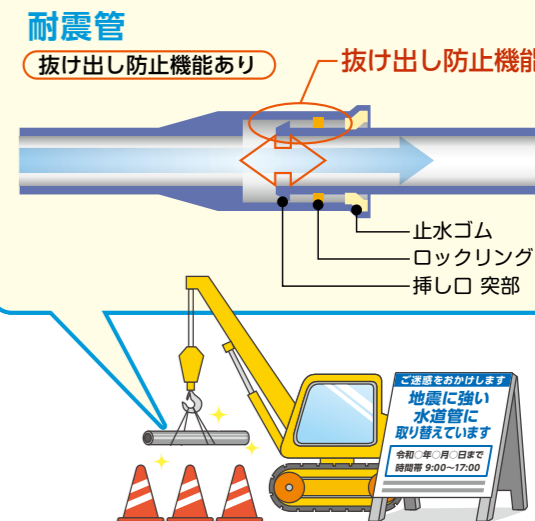
メーター口径	金額
13mm・20mm・25mm	165,000円※
40mm	1,402,500円
50mm	2,145,000円
75mm	5,115,000円
100mm	8,745,000円
150mm	19,800,000円
200mm	44,550,000円
250mm	79,200,000円
300mm	132,000,000円

※一般生活用戸建住宅および共同住宅は82,500円

水道管の耐震化

漏水や破裂などが発生するおそれがある古い水道管は、計画的に地震に強い水道管(耐震管)に取り替えています。

大規模な地震で断水してしまう原因の多くは、管と管の継ぎ目が外れてしまうことです。そこで管の材質が強くて、継ぎ目部分が外れにくい構造の水道管に順次取り替えていくことで、耐震性を高めています。



地下漏水調査

水道局では、市内全域を対象とし、区ごとに巡回して地下漏水調査を実施しています。

調査は道路上で行い、漏水の疑いが確認された場合は、事前に宅地内への立ち入り許可を頂き、道路から宅地内の水道メーターまでの漏水音を確認します。

発見された漏水を修理することで、限りある水資源を有効に利用するとともに、道路が陥没するなどの事故を未然に防いでいます。



道路での漏水調査



地震に強い水道管への取り替え工事

水道料金

水道料金

水道局では、お客さまが必要とする水量に応じた規模の水道施設を整備し、維持管理しています。また、一度に多くの水を使用する場合には大きい口径のメーターを設置するなど、お客さまの使用水量に応じて口径を設定しています。

こうした理由から、水道施設の整備や維持管理に必要な経費を口径ごとの水量に応じてご負担いただくため、口径の大きさに応じた「口径別料金体系」を採用しています。

水道料金表

水道料金は通常、2カ月ごとに検針し、下水道使用料と合わせて請求を行っています。

水道料金の請求額は、「水道料金表」で求めた額に消費税および地方消費税相当額の税率を乗じて算出します(1円未満切り捨て)。(2カ月税抜)

用途及びメーターの口径	基本料金	従量料金 (1㎡につき)									
		1~16㎡	17~20㎡	21~40㎡	41~60㎡	61~100㎡	101~200㎡	201~600㎡	601~2000㎡	2001㎡~	
一般用	13mm	1,680円									
	20mm	1,690円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円	413円	
	25mm	1,700円									
	40mm	20,300円			25円						
	50mm	21,000円			20円			329円			
	75mm	21,800円			15円						
	100mm	24,000円			10円				364円	419円	463円
	150mm	60,000円			30円						
	200mm	84,000円			20円						
250mm	104,000円			10円							
公衆浴場用	1,700円	4円								42円	

適用 令和3年7月1日

水道料金の計算例

口径20mm、2カ月で30㎡の場合

基本料金	1,690円...①
従量料金	1~16㎡の単価 × 使用水量 64円...② [4円×16㎡]
	17~20㎡の単価 × 使用水量 192円...③ [48円×4㎡]
	21~30㎡の単価 × 使用水量 1,770円...④ [177円×10㎡]
水道料金	3,716円...①+②+③+④ (税込)4,087円

※別途、下水道使用料がかかります。
※料金早見表は横浜市ウェブサイトを確認できます。

基本戸数(料金)の適用

1個のメーターを、2世帯以上で一般生活にご利用いただいている場合(アパートや2世帯住宅など建物の条件があります)、各世帯の使用水量を均等と見なして、1世帯ごとに基本料金を適用して料金を算定する制度があります。

水道料金の減免

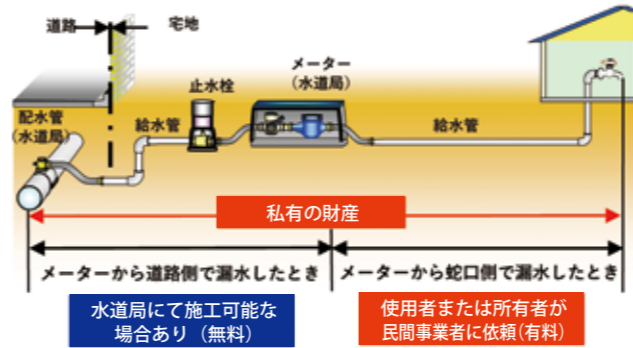
水道料金は、公益上必要と認められる場合、条例に基づきお客さまの申請により基本料金を減免することができます。

区分	減免規準	減免内容
個人福祉減免制度	1 身体障害者(1級または2級)	基本料金相当額
	2 知的障害者(知能指数35以下)	
	3 精神障害者(1級)	
	4 重複障害者(身体障害3級、知能指数75以下、精神障害2級のうち2つ以上に該当する人。2人で要件を満たす場合も含みます。)	
	5 ひとり親家庭等(医療費助成世帯)	
	6 要介護4または5	
	7 特別児童扶養手当受給世帯	
	8 生活保護を受けているひとり親家庭(生活保護を受けている母子家庭など)	
水害被災世帯	台風などにより床上浸水の被害その他これに相当する被害を受け、被災証明書の発行を受けた場合。	基本料金相当額

漏水の修理

水道メーターから蛇口までの水道管の修理は、水道工事店へお申し込みください。

道路下の配水管から分岐した給水管は私有の財産であり、使用者または所有者に管理していただくものです。



給水管などの修理の施工区分は上の図のようになっています。水道メーターから道路側で漏水している場合は、水道局が無料で修理できる場合もありますので、水道局お客さまサービスセンターにご連絡ください(敷地内にタイルなどがあると、修理できない場合があります)。

水道メーターから蛇口側で漏水している場合は、民間事業者(水道工事店)へ修理をお申し込みください。

なお、民間事業者の連絡先は、横浜市ウェブサイトに掲載しています。

こんなときは水道局お客さまサービスセンターへ

- 道路で漏水を発見したとき
- 道路から水道メーターまでの間で漏水しているとき

修理などの工事を申し込むときは

修理などの工事の契約は、給水管の使用者または所有者と民間事業者との間で行っていただくものです。

工事を申し込むときは事前に複数の水道工事店から見積もりを取るなど、工事内容や費用について十分な説明を受けましょう。

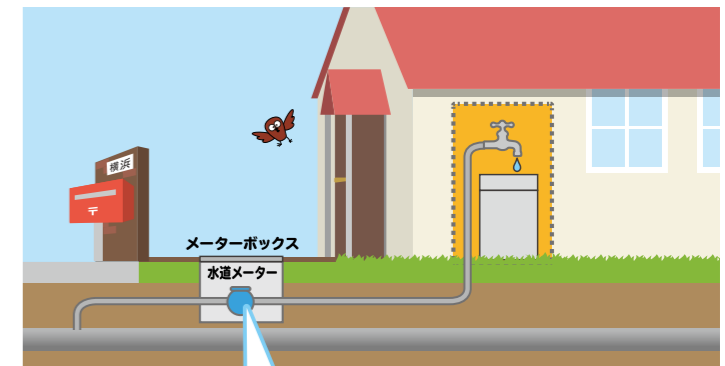
また、工事後のトラブルを避けるために、次の事項を必ずご確認ください。

- 作業中は現場に立ち会い、不明な点はその場で確認しましょう。
- 追加工事が必要と言われた場合は、理由と追加費用の概算額を確認しましょう。
- 請求額に納付できない場合は、請求額の内訳を求め、不明な点を確認しましょう。

水道メーターによる漏水の調べ方

宅地内の全ての蛇口を閉めているときに、水道メーター中央部にあるパイロット(銀色の円盤)が回転していると、どこかで漏水しているか、給水器具に不具合があると考えられます。

漏水が続くと、水道料金が高くなってしまっただけでなく、家屋が水浸しになるなど、私有の財産に被害が及ぶ可能性があります。漏水を早期に発見するために、時々水道メーターを確認しましょう。



漏水減額制度

給水装置は、お客さまに管理していただくものです。漏水を発見した場合は、至急修理してください。

漏水を修理した場合、高くなった水道料金等の一部を減額する制度があります。詳しくは、水道局お客さまサービスセンターへお問い合わせください。

漏水を早期に発見するためのお願い

2カ月に1回の水道メーターの検針では、使用水量と漏水の有無などを確認しています。漏水を発見するためにも、検針のときには、次のことにご協力をお願いします。



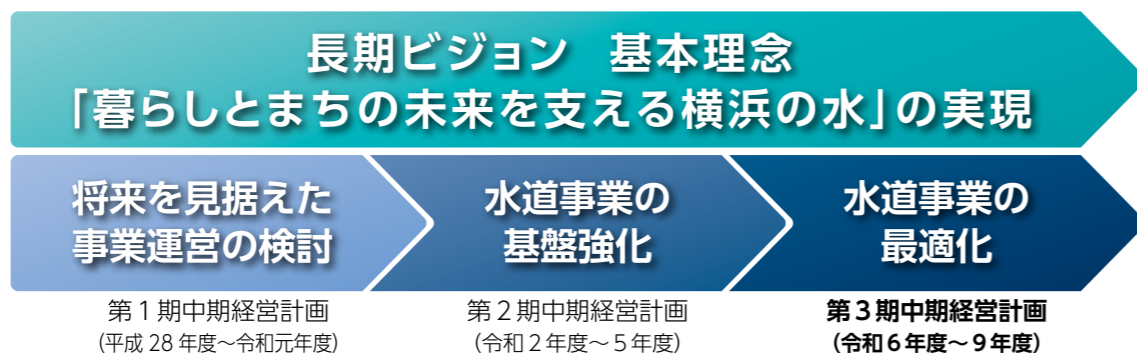
- メーターボックスの上に物を置かないでください。
- 「お知らせ」を入れるポストに部屋番号と名前の表示をお願いします。
- ペットはメーターボックスから離れた場所につないでください。

横浜市水道事業の経営計画

「横浜水道長期ビジョン」と「横浜水道中期経営計画」

「横浜水道長期ビジョン」は、「暮らしとまちの未来を支える横浜の水」を基本理念に掲げ、将来にわたり持続可能な水道事業と工業用水道事業の経営を行うため、20～30年後を見据えて、市民や事業者の皆さまと共有すべき将来像とその実現に向けた取り組みの方向性を示すものです。

このビジョンに基づき、具体的な実施計画である「横浜水道中期経営計画」や毎年度の予算・運営方針を策定し、事業を運営しています。令和6年度を初年度とする第3期の中期経営計画では、将来を見据えた水道システム再構築による施設の最適化、効率的・効果的な執行体制の構築や業務効率化による運営体制の最適化など、「水道事業の最適化」に向けて事業を推進し、持続可能な事業運営を目指します。



中期経営計画(令和6年度～9年度)の主な取り組み

1 安全で良質な水

- 道志水源林を適正に管理し、安定した河川流量と良質な水質を維持します。
- 水安全計画に基づき、水源から蛇口までの水質管理を行います。
- 西谷浄水場に水源水質に適した浄水処理施設を導入するため、引き続き再整備を進めます。



送配水管の更新工事

2 災害に強い水道

- 大規模災害が発生した場合に、被害を最小化し給水を確保するため、浄水場や配水管等の水道施設の更新・耐震化を進めます。
- 災害時の円滑な応急給水・応急復旧に向け、耐震給水栓の整備を進めるとともに、民間事業者等との協力体制を強化します。

3 環境にやさしい水道

- エネルギー効率の良い水道システム構築のため、地形の高低差を利用し、ポンプを使用しないで水を送ることができる西谷浄水場の再整備に引き続き取り組みます。
- 更なる再生可能エネルギーの活用に向け、太陽光発電設備を設置します。



太陽光発電設備(川井浄水場)

4 充実した情報とサービス

- ウェブサイトやSNSなどのオンラインによる情報提供や横浜の水道水を広くPRする「給水スポット」を設置するなど、「伝わる」広報を展開します。
- ウェブページ申請画面の改善、手続きのオンライン申請や検針票のペーパーレス化等に取り組みます。

5 国内外における社会貢献

- 横浜ウォーター(株)等と連携し、国内外水道事業の課題解決に取り組みます。
- 横浜水ビジネス協議会会員企業に対し、海外水道事業体に関する最新情報等を提供するなど、海外水ビジネス展開を支援します。
- 市内中小企業者の受注機会の確保に努め、市内経済の持続的な発展に寄与します。



アフリカからの研修生の受入の様子

6 持続可能な経営基盤

- 様々なデータを活用し、水道施設のより精緻な保全・更新計画を策定するなど、アセットマネジメントを一層推進します。
- 小雀浄水場は、多額の更新費用や導水に要するエネルギー消費等を踏まえ、令和22年度を目途に廃止し、横浜市にとって最適な水道システムの構築に向けて取り組みます。
- 施設の維持管理や技術の継承、事務事業の効率的・効果的な執行を図るため、ICT活用やDXの推進に積極的に取り組みます。
- 持続可能な水道事業運営のため、水道技術職の確保とともに、人材育成・技術継承に取り組みます。

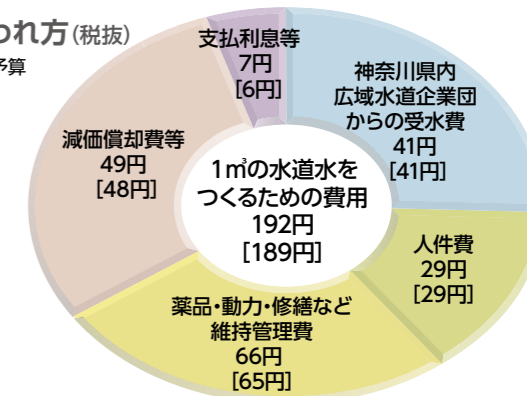
令和6年度予算概要

業務の予定量

給水戸数	1,980,000 戸
年間総給水量	402,976,000 m ³
1日平均給水量	1,104,000 m ³
1カ月平均使用水量(一般用口径20mm)	14.09 m ³

水道料金の使われ方(税抜)

※[]内は令和5年度予算



安全で良質な水 133億344万円

- 道志水源林の保全 ● 水源水質の変化への対応 ● 水質管理体制の維持・強化 ● 西谷浄水場の再整備 ● 子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業

災害に強い水道 413億9,890万円

- 基幹施設の更新・耐震化 ● 送配水管の更新・耐震化 ● 給水管の更新・耐震化 ● 他都市等との連携強化 ● 災害時の通信体制強化 ● 耐震給水栓の整備 ● 民間企業等との連携

環境にやさしい水道 126億3,806万円

- 西谷浄水場の再整備 ● エネルギーの効率化を目指した施設整備 ● 高効率モータ使用機器への更新による省エネルギー化 ● LED等高効率照明の導入 ● 太陽光発電設備等の導入促進 ● 市民ボランティアによる民有林整備の支援

充実した情報とサービス 4,197万円

- 市民ニーズ等を踏まえた情報発信 ● 給水スポット設置による水道水のPR ● 水道に関する手続きのオンライン化の拡充 ● スマートメーターの導入に向けた取り組み

国内外における社会貢献 6,484万円

- 国内外水道事業への貢献と市内企業の海外水ビジネス展開支援 ● 市内中小企業者の受注機会確保 ● 建設現場等の働き方改革と人材育成の支援 ● 障害者就労施設等からの優先調達

持続可能な経営基盤 11億1,704万円

- 施設の維持管理の強化とアセットマネジメントの推進 ● 水道事業におけるICT活用・DX推進

山梨県道志村での取り組み

水源林は「緑のダム」ともいわれており、「水を蓄える」、「水を浄化する」、「洪水を緩和する」という大きな3つの働き(水源かん養機能)があります。

この働きを維持・向上させるため、横浜市の水源地・道志村ではさまざまな取り組みを行っています。

水源林の保護・育成

横浜市の水源の一つ、道志川が流れる山梨県南都留郡道志村。横浜市はこの村に大正5(1916)年から水源林を保有しています。現在その広さは2,873ヘクタールで、この面積は村の約36パーセントにあたり、横浜市都筑区とほぼ同じ広さです。

水道局では、水源かん養機能の維持・向上を図るため、道志村に水源林管理所を設置し、水源林の保護・育成を計画的に行っています。

道志水源基金

道志川から取水を始めて100周年にあたる平成9年、横浜市と道志村が共同で「公益信託道志水源基金」を発足させました。

この基金は、信託財産10億1,000万円をもとに、村の自然環境の保全や生活基盤の向上に資する事業へ助成し、水源地の保全や地域振興、福祉向上などに寄与するものです。



山梨県道志村にある道志水源林の水源の森百選モニュメント

道志水源林ボランティア事業

道志村の面積の約6割を占める民有林の中には、人手不足などで管理が行き届かない森林があります。

そこで、平成16年度から、市民ボランティアと協働で民有林を整備しており、「NPO法人道志水源林ボランティアの会」やその他の市民団体を対象に、間伐等の水源林保全活動を支援しています。

NPO法人 道志水源林ボランティアの会
 ☎・FAX **045-664-3972**
 火曜日・木曜日13時から16時まで
 (11月から2月は火曜日のみ)

横浜市水のふるさと道志の森基金

直接ボランティア活動に参加できない人にも水源林保全の取り組みに協力していただけるよう、市民や企業の皆さまからの寄附を積み立てる「横浜市水のふるさと道志の森基金」を設置しています。この基金は、道志村民有林の水源林保全活動の財源として活用しています。

水源エコプロジェクトW-eco・p

水道局と企業・団体が手を携えて、道志村の森と水源を守る取り組みです。きれいな水を創り出す豊かな森林を育み、次世代に引き継ぐために協働して水源林保全の大切さをPRしています。平成21年5月から活動を開始し、事業の趣旨に賛同された企業・団体から寄附をいただき、水源林の整備を行っています。

W-eco・p 水源エコプロジェクト
 ウィコップ

道志村生活排水処理事業への助成

水源である道志川の水質保全を図るため、平成13年度から道志村の合併処理浄化槽設置事業に助成しています。



道志川

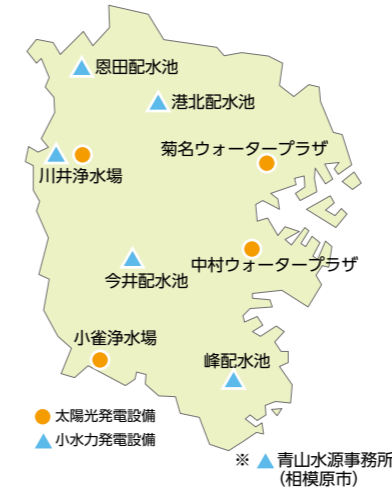
環境への取り組み

再生可能エネルギー

横浜地域の温室効果ガス総排出量のうち約98%が二酸化炭素(CO₂)です。

CO₂の排出は石油系燃料、電力、都市ガスのエネルギー消費によるものが大きいことから、エネルギーの消費を抑えるとともに、化石燃料に頼らない再生可能エネルギーの利用割合を高めていくことが重要です。

水道局では、環境にやさしい水道システムを構築するため、太陽光発電や小水力発電などを積極的に導入しています。



太陽光発電設備

平成12年度、日本で最初にもろ過池の上部へ可動式太陽光発電設備を小雀浄水場に設置しました。令和4年度末時点では、1,390kWの太陽光発電設備を整備し、再生可能エネルギーの導入を推進しています。



ろ過池の上部に設置された可動式太陽光発電設備(小雀浄水場)

こんなこともしています ダム湖の環境対策



稼働中のエアレーション装置(相模湖)

藻類の増殖を防ぐため、湖の水を循環させるエアレーション装置を設置しています(相模湖:8基、津久井湖:9基)。

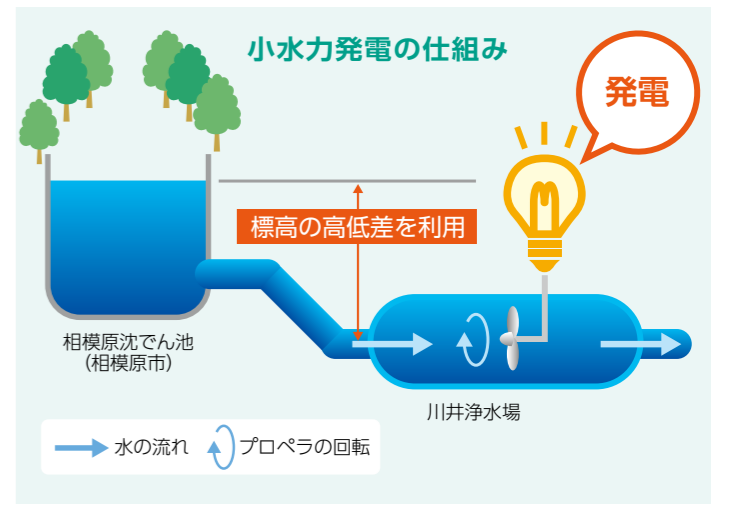
再生可能エネルギーとは

非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものです。化石燃料と違い、エネルギー源が絶えず再生・供給され、地球環境への負担が少ないのが特徴です。具体的には、太陽光・水力・風力などが挙げられます。



小水力発電設備

水道管路内を流れる水の力を利用した小水力発電設備を設置して、再生可能エネルギーの導入を推進しています。令和4年度末現在、港北配水池、川井浄水場、青山水源事務所、峰配水池、恩田配水池、今井配水池の6カ所に設置しています。



再生可能エネルギー導入状況(令和4年度末)

設備名	発電容量(kW)	実績発電量(kWh)	CO ₂ 削減量(t-CO ₂)
太陽光発電設備	1,390	1,142,945	522
小水力発電設備	728	4,051,098	1,851

※小水力発電設備は、港北配水池の設置者(東京発電株式会社)の保有効果を含む

水道局と環境

環境会計 (令和4年度決算)

環境会計とは、地球温暖化対策などの環境保全への取り組みに対して、どれだけのコストを投入してどれだけの効果が得られたのかを、できる限り数値化し、公表する仕組みです(集計範囲:水道事業及び工業用水道事業)。

環境保全コスト

(環境保全の取り組みにおけるコスト)
【50億3,751万円】 (37億9,416万円)

()内は3年度の金額
環境対策のための施設・設備の建設などにかかった投資額は15億2,851万円、施設の維持管理などにかかった費用額は35億900万円でした。これらは水道局の令和4年度支出額(約1,200億円)の約4パーセントに相当します。

投資額の主な内訳は、浄水場の再整備などにかかる①公害防止コストが8億1,523万円、省電力ポンプ設備への更新などにかかる②地球環境保全コストが5億2,321万円となっています。

費用額の主な内訳は、浄水場の排水汚泥処理にかかる①公害防止コストが8億1,942万円、ダム湖の環境整備などにかかる②地球環境保全コストが8億1,492万円、工事廃材などのリサイクルなどにかかる③資源循環コストが16億3,785万円となっています。

分類	主な取り組みの内容	投資額(千円)	費用額(千円)
(1) 事業エリア内コスト	水源から蛇口までの水道局の事業活動で生じるコスト	1,528,506	3,272,184
①公害防止コスト	西谷浄水場の再整備事業 浄水場の排水汚泥処理	815,227	819,416
②地球環境保全コスト	省電力ポンプ設備への更新 ダム湖の環境整備、水源林の管理など	523,208	814,922
③資源循環コスト	再生水道メーター購入、工事廃材などのリサイクル、廃棄物処理、漏水防止対策など	190,071	1,637,846
(2) 管理活動コスト	除草作業の委託、水道事業の広報など	0	229,290
(3) 社会活動コスト	水源林のPR、 道志水源林ボランティア助成など	0	7,530
合計		1,528,506	3,509,004

環境保全効果

(環境負荷の発生防止効果)
【1万7,563 t-CO₂】 (1万8,000 t-CO₂)

()内は3年度の数値
省電力設備の活用や水源林の管理などの環境保全に取り組んだ結果、二酸化炭素(CO₂)排出量換算で1万7,563トンの削減効果がありました。

これは6,834世帯(※)が1年間に排出するCO₂の量に相当します。

また、工事において発生したがれき類15万1,652トンと再生資源化し、工事材料に再生材32万1,486トンと再生資源を利用するなど、資源の有効活用を図りました。

温室効果ガスの削減効果		単位 t-CO ₂
①設備の導入による環境負荷物質の削減効果	省電力設備の活用による排出防止量 (省電力ポンプ・小水力発電・太陽光発電)	2,826
②事業活動から付随して生じる保全効果	漏水防止による排出防止量	161
	水源林による吸収量	14,576
削減量の合計		17,563

資源の有効活用による環境保全効果			単位 t
③資源の有効活用	がれき類の再資源化	アスファルト	139,792
		コンクリート	11,860
	再生材利用	再生アスファルト	130,019
		再生砕石	191,467

※世帯当たりの年間CO₂排出量2.57トン(環境省「令和4年度 家庭部門のCO₂排出実態統計調査結果の概要(速報値)」より)

経済効果

(環境保全対策による収益額とコスト削減額)
【6億1,664万円】 (17億7,302万円)

()内は3年度の金額
環境保全に取り組んだ結果、得られた収益額とコスト削減額の合計は6億1,664万円でした。

収益額は、水道メーターの売却など廃棄物のリサイクルが1億5,823万円、小水力発電・太陽光発電の売電などが3,808万円となっています。

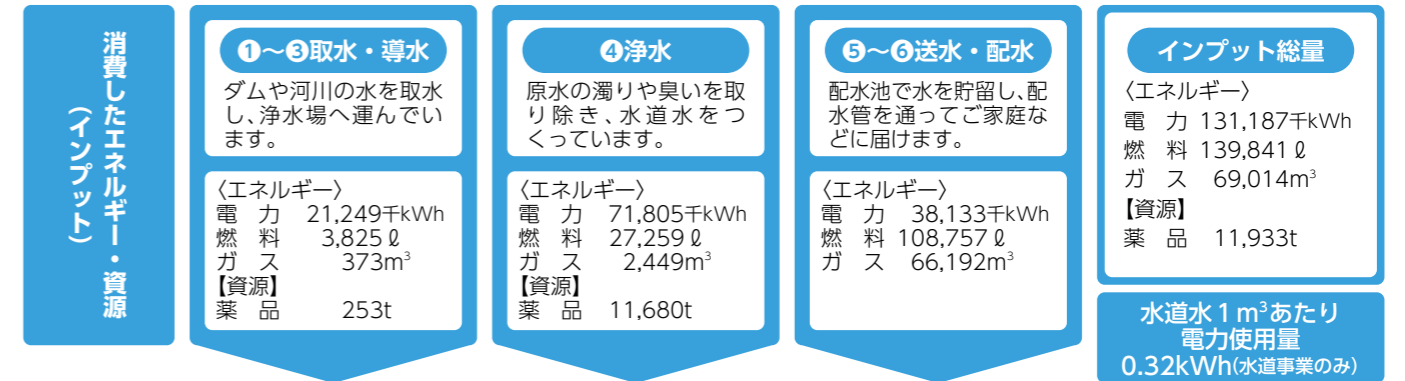
コスト削減額は、工事における再生材利用などが2億9,147万円、省電力設備の活用が1億2,128万円となっています。

経済効果の内容		単位 千円
収益額	廃棄物のリサイクル	158,225
	小水力発電・太陽光発電の売電など	38,075
	小計	196,300
コスト削減額	工事における再生材利用・発生土の再利用など	291,467
	省電力設備(省電力ポンプ・小水力発電・太陽光発電)の活用	121,281
	漏水防止	7,593
	小計	420,341
合計		616,641

水道水をお届けするまでの環境負荷

水道局では、安全で良質な水をお届けするため、電力をはじめ多くのエネルギーを消費し、CO₂などの温室効果ガスを排出しています。

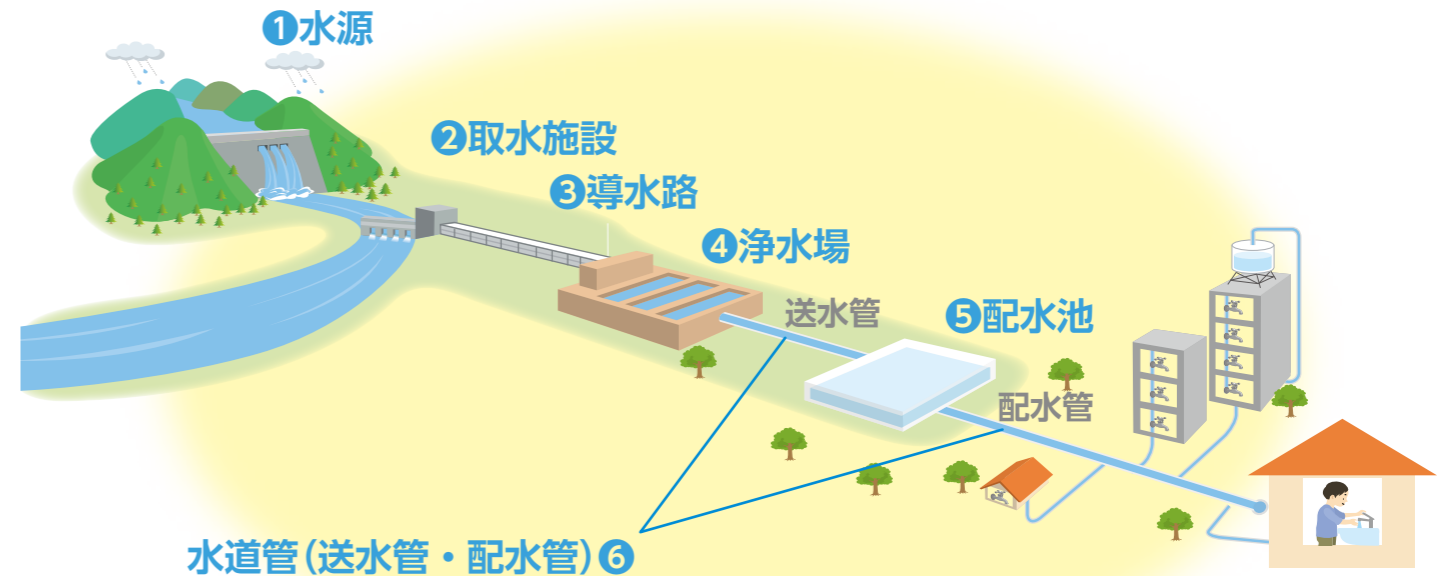
下の図は、ダムや河川を水源とし、様々な施設を利用して水をお届けするまでに消費したエネルギー・資源(=インプット)と排出した物質(=アウトプット)を表しています。



■電力は、主にポンプ設備の動力として使用されています。横浜市は地形が起伏に富んでいることや、水源の1つである馬入川系統(p4参照)を相模川の下流から取水していることなどから、173台のポンプを使用し標高の高い地域に水を送っています。

■燃料・ガスは、公用車や各事業所の業務などで使用されています。

■薬品(次亜塩素酸ナトリウムなど)は、原水に含まれる不純物の除去や消毒などのため、主に浄水場で使用されています。



■水道局で排出する温室効果ガスの9割以上が、電力消費によるものです。

■温室効果ガス排出量は環境省・経済産業省が公表している「電気事業者別排出係数」などを基に算出しています。

■掲載にあたっては、環境省が公表している「環境会計ガイドライン2005年版」を参考に作成しています。

災害対策

自分の身は自分で守る「自助」

ご家庭、職場で飲料水の備蓄をお願いします！

大規模な災害などで断水した場合には、浄水場や水道管の復旧を優先して行うため、発災後すぐに災害時給水所で給水ができないこともあります。いざというときのために、自宅や勤務先などにひとり1日3リットル、最低3日分で9リットル以上の飲料水を備蓄しましょう。

地域で助け合う「共助」

災害時給水所は、この「標識」が目印！

大規模な災害などで断水した場合に、誰でも飲料水を得られる場所が「災害時給水所」です。災害時給水所には、災害用地下給水タンク、配水池、緊急給水栓、耐震給水栓などがあります。災害用地下給水タンクがある場所には、右の「標識」を設置しています。また、給水準備が整った配水池、緊急給水栓には右の「のぼり」でお知らせします。耐震給水栓がある場所には、「看板」を設置しています。なお、災害時給水所には水を持ち帰るための容器はありません。また、水は重いため、自宅などへ運ぶことは重労働です。そのため、ポリ容器などの水を入れる容器とカートなどの持ち帰る道具を事前に準備してください。

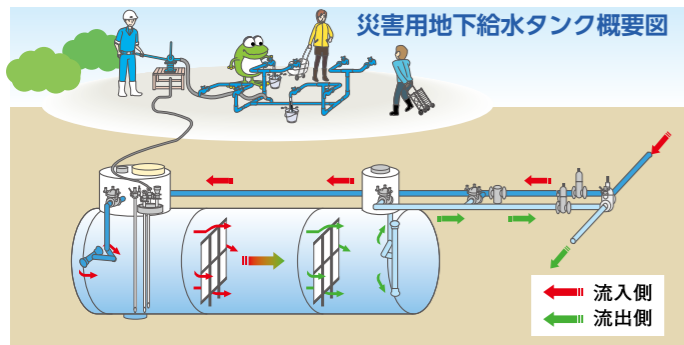


水が入ったポリ容器をカートで運ぶ

災害用地下給水タンク

発災初期の応急給水を目的として、主に地域防災拠点に指定された小・中学校や公園・みなとみらい地区などに設置しています。通常時は配水管の一部として機能していますが、震災時などに配水管の水圧が下がると自動的に水が止まり、タンク内に新鮮な飲料水が確保されます。仮設の蛇口を設置し、手動ポンプでタンク内の水をくみ上げて給水します。

非常時に円滑な対応ができるように、日頃から市民の皆さまと連携して応急給水訓練を実施しています。



配水池

通常時は浄水場でつくった水道水を一時貯留し、各家庭にお届けする中継施設です。

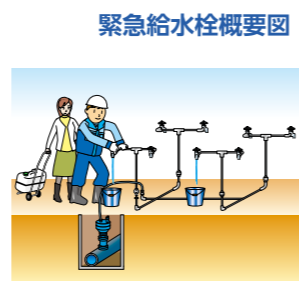
非常時には市民の皆さまに給水を行うほか、給水車への水の注水場所として活用します。市民の皆さまが必要とする飲料水1週間分に相当する水量を確保できます。



西谷浄水場3号配水池(保土ヶ谷区)

緊急給水栓

地震に強い水道管(耐震管)に仮設の蛇口を取り付けて給水する施設で、主に地域防災拠点に指定された小・中学校などに整備しています。発災後おおむね4日目以降に、水道局職員が横浜市管工事協同組合とともに断水状況を踏まえて開設していきます。



耐震給水栓

災害用地下給水タンクや学校受水槽などの施設が設置されていない地域防災拠点において応急給水が可能となるよう、配水管から屋外水飲み場までを耐震化する「耐震給水栓」の整備を進めています。



工業用水道事業

水道局では、皆さまのご家庭に安全で良質な水道水を供給する水道事業のほか、工業用水道事業も経営しています。

工業用水とは、文字どおり工業に使用される水で、水道水とは異なり、塩素消毒を行わないなど浄水処理が簡略化されています。そのため、工業用水は安価で供給することができ、多量の水を使用する工場が集中している大きな工業地帯では、必要不可欠です。

工業用水道が創設される以前、京浜工業地帯では、工業用の水が不足し、地下水を多量にくみ上げて使用していたため、地盤沈下が深刻な問題となっていました。

そこで横浜市では、京浜工業地帯の地盤沈下の防止を目的として、1日当たり117,000立方メートルの給水能力により昭和35年10月から工業用水の供給を開始しました。その後、2回にわたる拡張工事を行い、根岸湾臨海部や戸塚内陸部の工業地帯に給水区域を拡大し、1日当たり362,000立方メートルの給水能力をもって高度経済成長期における横浜市の工業の発展を支えてきました。

近年は、商業用施設の冷暖房やトイレ用水など、雑用水として新たな需要が生まれているものの、産業構造の変化などにより工業用水の需要は減少傾向で推移し、今後も水需要の伸び悩みが続くと見込まれています。

令和4年度末における給水事業所数は68カ所で、1日当たりの契約水量は255,000立方メートルとなっています。

契約水量が多い業種は、石油製品製造業、食品・飲料製造業、鉄鋼業、化学工業、電気機械器具製造業、電気供給業の順となっています。用途は、冷却用水、ボイラー用水、製品処理用水、洗浄用水などで、横浜の産業振興や市民生活を支える重要な基盤施設です。



横浜港周辺の工業地帯

出前水道教室

小学4年生の社会科学習の一環として、水道局職員が小学校へ出張し授業を行う、出前水道教室を実施しています。浄水場で水をきれいにするために行っているろ過についての「実験」や、横浜の水源や水道工事の様子を紹介する「水道局の仕事」などのプログラムを用意しており、これらを組み合わせた授業を実施することで、生活に欠かせない水道に対する理解が深まります。

また、水道局職員が出張するほかにも、実験の様子や職員のインタビューを紹介する動画をインターネット上で公開し、授業で活用いただいています。



インターネットで公開している動画



浄水場の見学

水道事業に対する理解を深めて、水道をより身近に感じていただくため、川井・小雀浄水場および青山水源事務所(相模原市緑区青山)の見学を受け入れています。

実際の施設を見学し、ビデオや沈でん実験などで、安全で良質な水道水がつけられる仕組みを学ぶことができます。

お申し込みについては、横浜市ウェブサイトをご確認ください。

なお、ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。